

公募型プロポーザル方式による提案者募集に関する公表

プロポーザル選定委員会 委員長

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第9条の規定に基づき、下記の通り提案者を募集します。

1 業務概要

- (1) 業務名 三芳町水道料金等徴収及び給水装置工事受付等業務委託
- (2) 業務目的
本業務は、三芳町が所管する水道料金等徴収及び給水装置工事受付等業務について民間事業者の持つ豊富な経験、効率的な手続により円滑な事業運営が図られるよう業務委託として実施し、今まで以上に住民サービスの向上を図り安定した事業運営を持続的に行うことを目的とする。
- (3) 履行期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日（5年間）
ただし、契約締結日から令和6年9月30日までの期間は業務準備期間とする。
- (4) 業務内容 別紙「三芳町水道料金等徴収及び給水装置工事受付等業務委託仕書」のとおり
- (5) 委託料の上限額（消費税及び地方消費税を除く）
- | | |
|----|---------------|
| 年額 | 金45,312,000円 |
| 総額 | 金226,560,000円 |
- (6) 業務実施上の条件
- ア 3年以上の期間にわたり、三芳町水道料金等徴収業務及び給水装置工事受付等業務委託と同種もしくは類似した業務を受託した実績があり、かつ、現在も継続して受託実績があること。
- イ 常時雇用関係があり、3年以上の給水装置工事受付等業務の経験を有し、技術上の業務を統括できる給水装置工事主任技術者を1名以上配置できる者であること。
- (7) 業務所管課 三芳町上下水道課
- (8) その他必要事項 なし

2 参加申込書に関すること

- (1) 参加申込書の作成様式
応募者は、以下ア～コの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、1部提出すること
共通事項（応募がグループの場合は代表者名義で提出のこと。）

- ア 参加申込書（様式第 6 号）
- イ 技術資料（様式第 13 号）
- ウ 営業所表（様式第 14 号）
- エ 委任状（様式第 15 号。ただし、対象業務において代理人を置く場合に限る。）
- オ 財務諸表（直前決算のもの。法人については貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人については貸借対照表及び損益計算書）
- カ 誓約書（別紙第 2 号）
- キ 登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）
- ク 納税証明書（国・市（区）町村税に滞納がないことの証明書）
- ケ IS09001・IS014001・IS027001 登録証の写し（取得している場合）
介護・育児休暇等の優遇等の取組状況のわかる資料（取組が行われている場合）
- コ 瑕疵に対する賠償責任保険証券等の写し（加入している場合）

(2) 参加申込書作成に関する質問・回答

- ア 質問は文書（別紙第 3 号、質問書）により行うものとし、電子メールで送付するものとする。
- イ 提出先メールアドレス：suido@town.saitama-miyoshi.lg.jp
- ウ 質問受付期限：令和 6 年 5 月 10 日（金）正午まで
- エ 質問の回答：令和 6 年 5 月 15 日（水）正午までに町のホームページに公表するものとする。

(3) 参加申込書提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限：令和 6 年 5 月 17 日（金）午後 4 時まで
- イ 提出場所：三芳町浄水場（上下水道課 2 階事務所）
- ウ 持参もしくは郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認するものとする。持参の場合は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に掲げる日は、受付をしないものとする。

(4) 参加申込の資格要件

- ア 三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成 13 年告示第 65 号）に基づく入札参加停止措置又は三芳町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 74 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更正手続き開始の申し立てを含む。）をしていない者又は申し立てされていない者であること。
- エ 三芳町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- オ 事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。

3 提案者の選定に関すること

(1) 提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率等
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入の有無等
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	正社員数等
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等
実施体制	実施体制はどうか	従事予定者数等
社会貢献(倫理観)	社会的貢献度が有るか	IS09001・14001・27001等の取得状況 介護・育児休暇等の優遇措置状況

備考 参加申込書を提出した者が多数となった場合は、あらかじめ選定委員会で定めた評価項目毎に数値化した点数配分により、上位の3者を選定する。

(2) 提案者への選定通知および提案依頼

参加申込書を提出した者のうち、前号の基準により選定された者に対しては、選定委員会からの選定通知兼提案依頼書(様式第7号)を送付する。

発送日: 令和6年5月22日(水)

(3) 非選定に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、企画提案者として選出されなかった者に対して選定委員会から企画提案者の選定等について(様式第8号)により通知する。

通知日: 令和6年5月22日(水)

4 提案書の作成に関すること

(1) 提案書の作成様式、提出部数

提案図書: A4版縦型左綴じとし、目次を付けインデックスを貼ること。様式は、任意とする。

提出部数: 正本1部、副本9部。

(2) 記載上の留意事項

以下の項目内容は、必須とする。

ア 提案価格見積書(積算内訳含む)

イ 実施及び取組方針

ウ 実施フロー

エ 業務実績(過去5年間の同種、又は類似業務の受託実績)

オ 水道料金等収納業務に関する考え方

カ 給水装置工事受付等業務に関する考え方

キ 研修体制に関する考え方

ク 個人情報保護に関する考え方

ケ 危機管理に関する考え方

(3) 提案書作成に関する質問・回答

ア 質問は文書(A4判任意様式)により行うものとし電子メールで送付するものとする。なお、質問書には、担当窓口の部署、氏名、電話・FAX番号、メールアドレスを記載するものとする。

イ 質問先メールアドレス：suido@town.saitama-miyoshi.lg.jp

ウ 質問受付期限：令和6年6月12日(水)正午まで

エ 質問に対する回答：令和6年6月17日(月)正午までにすべての提案者担当者連絡先にメールで送付するものとする。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限：令和6年6月28日(金) 午後4時まで

イ 提出場所：三芳町浄水場（三芳町上下水道課2階事務所）

〒354-0041 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1047番地1

TEL049-274-1014 e-mail suido@town.saitama-miyoshi.lg.jp

ウ 電話予約の上、直接持参してください。

(5) 提案のプレゼンテーション

ア 発表日：令和6年7月4日(木) 午前10時～(予定)

イ 発表場所：三芳町役場4階(401会議室)

ウ 発表方法：プレゼンテーション及びヒアリングによる提案説明

エ 発表時間：30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

オ 発表定員：4名まで(提案書等の内容を熟知している者)

※プレゼンテーションに欠席した場合は、本業務に応じる意思がないものとみなします。

(6) 提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行能力・保有技術力に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務遂行能力	業務を遂行できるだけの専門技術を有しているか	専門技術職員数
企画提案者の業務経歴	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	同種又は類似業務の実績数
実施体制	業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか	従事予定者数
業務主任技術者及び責任者の実績・専任性	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	同種又は類似業務の実績数
	当該業務に専任できる時間が十分にあるか	手持ちの業務量

イ 提案内容に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
------	-------	-------

業務の理解度、業務に対する取り組み姿勢と意欲、及び提案内容の妥当性、資料調整能力	水道料金等徴収業務に対する考え方	窓口受付業務について
		検針業務について
		収納業務について
		給水停止業務について
		漏水軽減業務について
	給水装置工事受付等業務に関する考え方	取組手法や人員配置について
	研修体制に関する考え方	受託業務における必要な研修体制の取組について
	個人情報保護に関する考え方	個人情報の取扱について
	危機管理に関する考え方	災害等の緊急事態について
企画提案書は分かり易いか	提案書のまとめ方	

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	説明が、論理的で納得できるか	プレゼンテーション内容
資料調整能力	プレゼンテーション資料が分かり易いか	
協調性	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	質問に対する受け答え姿勢

エ 業務費用の評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務費用	見積金額 ※委託料上限額を超えないこと	提案内容における適正見積りとなっているか、また内訳内容は明確であるか

(7) 提案書の特定方法

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、採用する企画提案書の提出者（以下「特定者」という。）に対して採用する企画提案書として特定された旨を、企画提案書の特定について（様式第11号）により通知する。

通知発送日：令和6年7月5日

(8) 提案書の不採用に関する事項

選定委員会は、不採用と決定した企画提案書の提出者に対して、不採用の旨及びその理由を、不採用について（様式第12号）により通知する。

通知発送日：令和6年7月5日

5 特定者との契約に関すること

- (1) 所管課と特定者は業務委託に関する協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により業務委託契約を締結する。
- (2) 協議の結果、特定者が業務委託契約を締結しないときは、提案書類審査結果の第2位のものから順に業務委託契約に関する協議を行う場合がある。

6 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (3) 提出期限後における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された提案書は返却しない。
- (5) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

以上